



目次		ページ
高知県公営企業局管理規程		
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	(4・1 揭示)	1
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程	〃	1
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程	〃	3
◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程	〃	4
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	〃	5
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	〃	6
◎高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程	〃	9
◎高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程	〃	9
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	〃	9
◎電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	〃	10
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	〃	11
◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	〃	11
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	〃	11
高知県公営企業局訓令		
◎高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令	(4・1 揭示)	14
◎高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令	〃	16

公営企業局管理規程

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）
 高知県公営企業局長 長瀬 順一
高知県公営企業局管理規程第5号
高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程
 高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。
 第2条に次の1号を加える。
 (4) 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の県立病院課をいう。
 第3条第1項第1号中「及びチーフ（企画調整担当）」を「（2人以上あるときは、会計経理を総括する者とする。）及び県立病院課チーフ（経理担当）」に改め、同条第2項中「チーフ（企画調整担当）」を「県立病院課チーフ（経理担当）」に改め、同条第3項第2号中「県立病院課のチーフ（企画調整担当）」を「県立病院課チーフ（経理担当）」に改める。

附 則

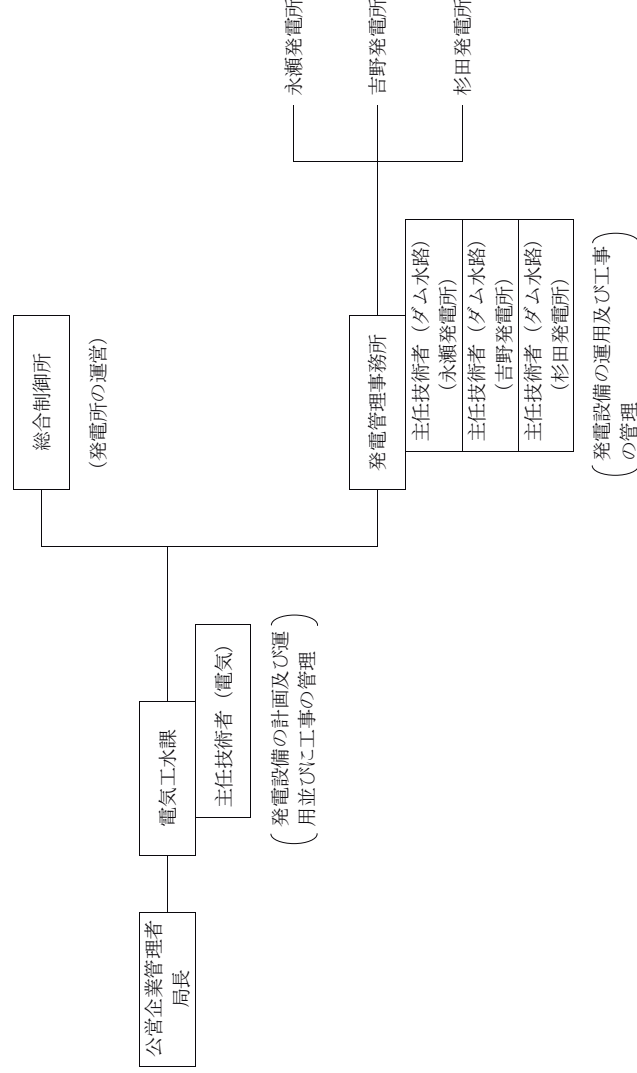
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）  
 高知県公営企業局長 長瀬 順一  
**高知県公営企業局管理規程第6号**  
**高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程**  
 高知県公営企業局電気事業保安規程（昭和61年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
 第5条第1項中「主任技術者を」を「主任技術者（次項の表を除き、以下「主任技術者」という。）を」に改め、同条第2項の表中「電気工水課長又は電気工水課課長補佐」を「公営企業局の本局の電気工水課の課長（別表第1において「電気工水課長」という。）又は課長補佐」に改める。  
 別表第1 電気工水課の項中「課所」を「所属及び事業所」に改める。  
 別表第2 及び別表第3 を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注

は、保安組織を示す。

(発電設備の運用及び工事の管理)

別表第3（第12条関係）

定期的な巡視、点検及び検査の基準

| 設備別              | 巡視           |              | 点検（検査を含む。）   |                                      |                               | 備考                                  |               |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---------------|
|                  | 機器設備         | 頻度           | 機器設備         | 項目                                   | 頻度                            |                                     |               |
| 水力発電設備           | 水路工作物        | 1回/月         | ダム           | 外観点検<br>漏水量測定<br>揚圧力測定<br>予備電源設備動作試験 | 重力ダム                          | 1回/6月<br>2回/月<br>1回/3月<br>1回/月      |               |
|                  |              |              |              | 貯水池・調整池                              | 外観点検<br>堆砂状況                  | 総容量100万立方メートル以上で高さ15メートル以上のダムを有するもの | 1回/6月<br>1回/年 |
|                  |              |              | 水路           | 外部点検<br>内部点検<br>水圧鉄管肉厚測定             | 導入路<br>放水路<br>露出管で20年以上経過したもの | 1回/6月<br>1回/5年<br>1回/10年<br>1回/5年   |               |
| 電気工作物（水路工作物を除く。） | 1回/週         | 水車・発電機       | 外部点検         |                                      | 1回/3年                         | 水車の外部点検は、放水して行う。                    |               |
|                  |              |              | 測定試験<br>内部点検 |                                      | 1回/3年<br>1回/11年               |                                     |               |
|                  |              | 主要変圧器        | 外部点検         |                                      | 1回/3年                         |                                     |               |
| 主要遮断器            | 外部点検<br>測定試験 | ガス遮断器及び真空遮断器 |              | 1回/6年<br>1回/3年                       | 並列用遮断器については、                  |                                     |               |
|                  |              |              |              |                                      |                               |                                     |               |

|                   |           |      |                    |       |       |        |                    |
|-------------------|-----------|------|--------------------|-------|-------|--------|--------------------|
|                   |           |      |                    | 内部点検  | ガス遮断器 | 1回/12年 | 動作回数<br>管理も行<br>う。 |
| 電力用<br>保安通<br>信設備 | 電気工作<br>物 | 1回/年 | 通信線路<br>及び搬送<br>装置 | 測定・試験 |       | 1回/3年  |                    |

備考 第11条の表2の項（臨時の巡視、点検及び検査）、第16条（事故及び異常時の措置）及び第17条（災害その他非常時の措置）の規定に基づき上記の巡視及び点検（検査を含む。）のほかに、必要に応じて臨時の巡視、点検及び検査を行う。

別表第4中「高知県公営企業局非常災害対策本部規程（平成8年4月制定）」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局風力発電設備保安規程（平成7年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第43条第1項及び第2項の」を「第43条第1項及び第2項に」に改め、同条第2項中「電気工水課長又は電気工水課課長補佐」を「公営企業局の本局の電気工水課の課長（別表第1において「電気工水課長」という。）又は課長補佐」に改める。

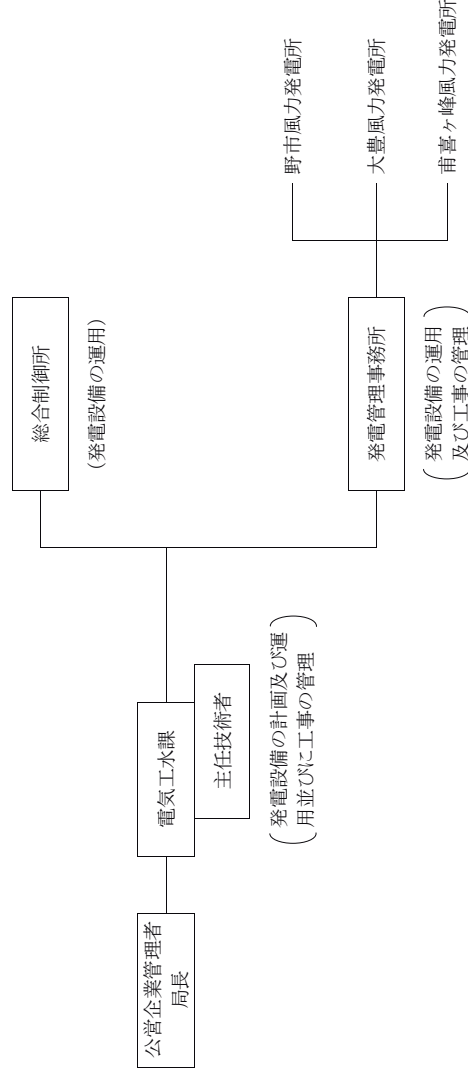
第11条中「発電管理事務所長（以下）」を「公営企業局の発電管理事務所長の（第13条において）」に改める。

別表第1電気工水課の項中「課所」を「所属及び事業所」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注

は、保安組織を示す。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成22年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程

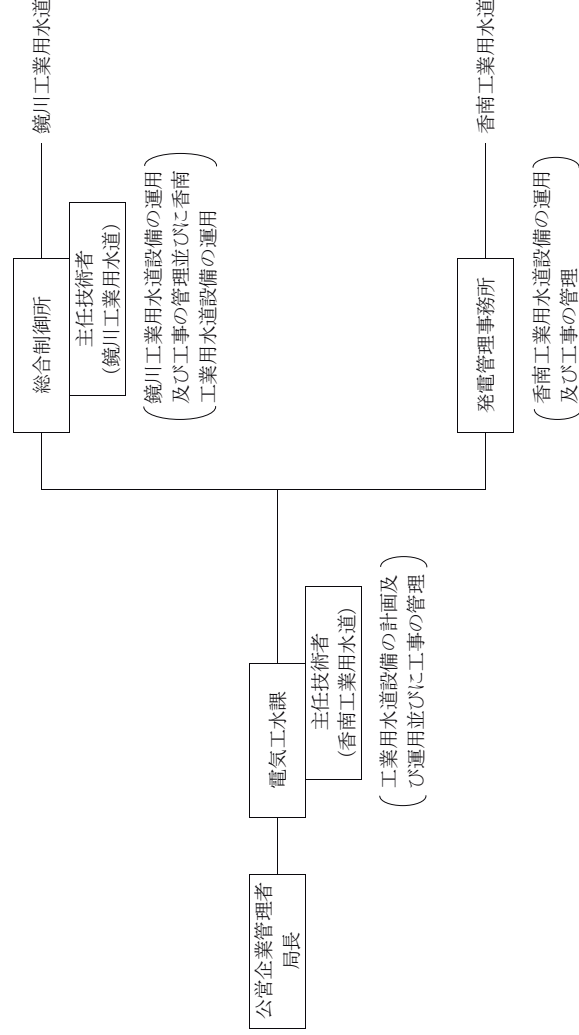
高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程（平成12年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第43条第1項及び第2項の」を「第43条第1項及び第2項に」に改め、同条第2項中「総合制御所」を「公営企業局の総合制御所」に、「本局」を「公営企業局の本局」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注

は、保安組織を示す。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課、」を削る。

第5条第3項中「以下」を「第9条第12項において」に改める。

第6条第1項中「総務課」を「電気工水課」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 課及び事業所に関する次に掲げる事項
  - ア 組織及び事務の総合調整に関すること。
  - イ 条例、規程その他法規に関すること。
  - ウ 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。
  - エ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
  - オ 職員の研修及び福利厚生に関すること。

第6条第1項第2号から第5号までを削り、同項第6号を同項第2号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (3) 電気事業及び工業用水道事業の施設の建設改良及び維持管理の統轄に関すること。
- (4) 発電所及び工業用水道の運転の統轄に関すること。
- (5) 電気事業及び工業用水道事業の工事の調査、設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (6) ダムの汚濁に関すること。

第6条第1項第7号を次のように改める。

(7) 第3号から前号までに掲げるもののほか、電気事業及び工業用水道事業の技術に関すること。

第6条第1項第8号及び第2項を削り、同条第3項ただし書中「第2号コ」を「第1号から第5号まで」に、「総務課」を「電気工水課」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 組織及び事務の総合調整に関すること。
- (2) 条例、規程その他法規に関すること。
- (3) 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。
- (4) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (5) 職員の研修及び福利厚生に関すること。

第6条第3項に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(7) 他の課の主管に属しないこと。  
 第6条第4項を同条第3項とする。  
 第14条の表班長の項を削る。  
 第16条第2項の表中

|   |    |
|---|----|
| 課 | 課長 |
| 班 | 班長 |

を

|   |        |
|---|--------|
| 課 | 課長 チーフ |
|---|--------|

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 平成22年3月31日現在において、公営企業局総務課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、公営企業局電気工水課に勤務を命ぜられたものとする。



高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
 平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第10号**

**高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の項、2の(1)の項、2の(11)の項、3(1)のアの項、3の(8)の項、3の(13)の項及び3の(16)の項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の3の(19)の項中「休日勤務命令」を「休日勤務命令並びに時間外勤務代休時間の指定」に改め、同表の4の(1)のアの項、5の(1)の項、6の(1)の項及び7の(5)の項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の8の項中「補助金( )」を「補助金等( )」に改め、同表の8の(1)の項中「補助金の受入れ」を「補助金等の受入れ」に改め、同表の8の(1)のオの項中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同表の8の(1)のカの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(1)のキの項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の8の(1)のクの項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(2)の項中「補助金の内定」を「補助金等の内定」に改め、同表の8の(2)のイの項中「補助金」を「補助金等」に、「補助先」を「補助先等」に改め、同表の8の(2)のエの項、8の(3)の項及び8の(4)の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(5)の項から8の(8)の項までの規定中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の8の(9)の項中「補助金」を「補助金等」に改め、同表の8の(10)の項及び8の(11)の項中「補助事業」を「補助事業等」に改め、同表の10の項及び11の項を次のように改める。

|                |                           |                             |   |   |   |  |   |  |  |
|----------------|---------------------------|-----------------------------|---|---|---|--|---|--|--|
| 10 工事の執行に関する事務 | (1) 工事の施行決定に関すること。        | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの      | ○ |   |   |  | 〃 |  |  |
|                |                           | イ 1件の工事請負対象金額が2億円以上3億円未満のもの |   | ○ |   |  | 〃 |  |  |
|                |                           | ウ 1件の工事請負対象金額が2億円未満のもの      |   |   | ○ |  | 〃 |  |  |
|                | (2) 工事の予定価格の決定及び契約に関すること。 | ア 1件の工事請負対象金額が1億円以上のもの      | ○ |   |   |  | 〃 |  |  |
|                |                           | イ 1件の工事請負対象金額が1億円未満のもの      |   |   | ○ |  | 〃 |  |  |
|                | (3) 一般競争入札参加者の資格に関すること。   |                             | ○ |   |   |  | 〃 |  |  |

|                        |                                            |                               |                               |   |   |   |   |  |
|------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|---|---|---|--|
|                        | (4) 指名競争入札参加者の決定に関する事                      |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |
|                        | (5) 工事の設計変更に関する事                           | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの        | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
|                        |                                            | イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの        |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        | (6) 工事の設計変更に伴う契約の変更に関する事                   | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの        | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
|                        |                                            | イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの        |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        | (7) 工事の請負代金の債権譲渡の承認に関する事                   | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの        | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
|                        |                                            | イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの        |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        | (8) 工事の完成期限の延長及び一時中止に関する事                  | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの        | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
|                        |                                            | イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの        |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        | (9) 高知県公営企業局建設工事検査規程（平成18年4月高知県企業局訓令第2号）に規 | ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの        | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
| イ 1件の工事請負対象金額が3億円未満のもの |                                            |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |
|                        | 定する工事検査に関する事                               |                               |                               |   |   |   |   |  |
|                        | (10) 工事の着手及び完成通知書の処理に関する事                  |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |
|                        | (11) 工事の監督の実施に関する事                         |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |
|                        | 11 業務等に係る委託に関する事務                          | (1) 業務等の委託の施行決定に関する事          | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの          | ○ |   | 〃 |   |  |
|                        |                                            |                               | イ 1件の請負対象金額が5,000万円以上1億円未満のもの |   |   | ○ | 〃 |  |
|                        |                                            |                               | ウ 1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの      |   |   | ○ | 〃 |  |
|                        | (2) 業務等の委託の予定価格の決定及び契約に関する事                | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの          | ○                             |   | 〃 |   |   |  |
|                        |                                            | イ 1件の請負対象金額が5,000万円以上1億円未満のもの |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        |                                            | ウ 1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの      |                               |   | ○ | 〃 |   |  |
|                        | (3) 一般競争入札参加者の資格に関する事                      |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |
| (4) 指名競争入札参加者の決定に関する事  |                                            |                               | ○                             | 〃 |   |   |   |  |
| (5) 業務等の仕様又は設計の変更に関する事 | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの                       | ○                             |                               | 〃 |   |   |   |  |
|                        | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの                       |                               |                               | ○ | 〃 |   |   |  |

|                                         |                      |   |  |   |   |  |  |
|-----------------------------------------|----------------------|---|--|---|---|--|--|
| (6) 業務等の仕様又は設計の変更に伴う契約の変更に関する事。         | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの | ○ |  |   | 〃 |  |  |
|                                         | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの |   |  | ○ | 〃 |  |  |
| (7) 業務等の委託の債権譲渡の承認に関する事。                | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの | ○ |  |   | 〃 |  |  |
|                                         | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの |   |  | ○ | 〃 |  |  |
| (8) 業務等の委託の完了期限の延長及び一時中止に関する事。          | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの | ○ |  |   | 〃 |  |  |
|                                         | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの |   |  | ○ | 〃 |  |  |
| (9) 業務等の委託の完了検査に関する事（(10)に掲げるものを除く。）。   | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの | ○ |  |   | 〃 |  |  |
|                                         | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの |   |  | ○ | 〃 |  |  |
| (10) 高知県公営企業局土木設計等委託業務検査規程（平成18年4月高知県企業 | ア 1件の請負対象金額が1億円以上のもの | ○ |  |   | 〃 |  |  |
|                                         | イ 1件の請負対象金額が1億円未満のもの |   |  | ○ | 〃 |  |  |

|                          |  |  |  |   |   |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|---|---|--|--|--|--|
| 局訓令第4号)に規定する委託業務検査に関する事。 |  |  |  |   |   |  |  |  |  |
| (11) 業務等の委託の出来高検査に関する事。  |  |  |  | ○ | 〃 |  |  |  |  |

別表第1の19の(6)の項中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改め、同表の19の(10)の項中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

別表第2の9の項及び別表第3の12の項中「休日勤務命令」を「休日勤務命令並びに時間外勤務代休時間の指定」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。





高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第11号**

**高知県公営企業局庁舎管理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局庁舎管理規程（平成6年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第12号**

**高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局公印規程（昭和48年高知県企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に、「本局の総務課」を「本局の県立病院課」に改め、同条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第4条から第6条までの規定及び第9条中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

別表公営企業局印の項中「総務課長」を「電気工水課長（高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課の長をいう。以下同じ。）」に改め、同表公営企業管理者印の項中「本局」を「本局（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する本局をいう。以下同じ。）」に改め、同表中

総務課長  
県立病院課長

電気工水課長  
県立病院課長

総務課長

を

”

に、

”

電気工水課長

専用公営企業局長印

”

専用公営企業局長印

”

”

”

”

”

総合制御所長  
  
発電管理事務所長

総合制御所長（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する高知県公営企業局総合制御所の長をいう。）  
  
発電管理事務所長（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する高知県公営企業局発電管理事務所の長をいう。以下同じ。）

を

に改め、

同表課長印所長印の項中「各事業所」を「事業所（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。以下同じ。）」に改め、同表公営企業局企業出納員印の項中「総務課長」を「電気工水課長」に改め、同表契印の項中「各病院院長」を「病院院長（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第2条第5項に規定する県立病院の長をいう。以下同じ。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 公営企業管理者職務代理者印、公営企業局長職務代理者印、専用公営企業局長職務代理者印、公営企業局企業出納員職務代理者印、病院院長職務代理者印及び病院企業出納員職務代理者印は、それぞれこの表に定める公営企業管理者印、公営企業局長印、専用公営企業局長印、公営企業局企業出納員印、病院院長印及び病院企業出納員印のひな形、寸法及び書体に準じて作成するものとする。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第13号**

**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

**第22条の2** 公営企業局長は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号。以下「企業職員給与条例」という。）第17条第1項の規定により時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定する場合には、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第2条第1項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この項において「例による職員給与条例」という。）第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（以下この項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある勤務日等（第5条第2項、第6条第1項から第6項まで又は第7条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（休日（次条に規定する休日をいう。）及び代休日（第25条第1項に規定する代休日をいう。）を除く。第3項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における例による職員給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この条において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- （1）例による職員給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務又は同条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
  - （2）職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条若しくは第20条の規定により読み替えられた例による職員給与条例第15条第1項ただし書若しくは第2項又は例による職員給与条例第15条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
  - （3）例による職員給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 2 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数とを合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

3 公営企業局長は、企業職員給与条例第17条第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、公営企業局長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

4 公営企業局長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

5 公営企業局長は、企業職員給与条例第17条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

6 企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第25条第1項中「第5条第2項、第6条第1項から第6項まで又は第7条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日等」という。）を「勤務日等」に、「（休日）」を「（企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改め、同項ただし書中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第28条第7項中「又は休日若しくは代休日を」を「、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等又は休日若しくは代休日を」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

第31条中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改める。

第32条第3項中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改め、同条第6項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）」を「企業職員給与条例」に改める。

第33条第3項中「週休日」を「週休日、企業職員給与条例第17条第1項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日」に改める。

第35条第4項中「又は休日若しくは代休日を」を「、企業職員給与条例第17条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等又は休日若しくは代休日を」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間

又は当該」に改め、同条第7項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業職員給与条例」に改める。

第48条第1項中「総務課長」を「県立病院課長（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第3条第1項に規定する本局の県立病院課の長をいう。第50条において同じ。）」に、「高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）」を「同規程」に改める。

第50条中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

#### 高知県公営企業局管理規程第14号

#### 電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程（昭和45年高知県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「電気事業」を「高知県公営企業局電気事業」に改める。

第3条第1項中「、貸与する被服の種類」を「並びに貸与する被服の品目」に、「別表の」を「別表に定める」に改める。

第4条第1項中「総務課長（本局の総務課長）」を「、電気工水課長（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第3条第1項に規定する本局の電気工水課の長）に改め、同条第2項中「総務課長が」を「電気工水課長は、」に改める。

第6条第1項中「貸与被服」を「貸与を受けた被服」に改める。

第7条中「総務課長に」を「、電気工水課長に」に改め、同条第2号中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第1号様式中「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」を「高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」に、「貸与被服」を「貸与を受けた被服」に、「様」を「様」に改める。

別記第2号様式中「番号」

を「第 号」に、「電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」を「高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業に従事する企業職員被服貸与規程」に改める。

別表中「被服を貸与する」を削り、「

|           |
|-----------|
| 貸与する被服の品目 |
|-----------|

」を「

|     |
|-----|
| 品 目 |
|-----|

」に、「の電気工水

課に勤務する職員」を「（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する本局をいう。）に勤務する職員で、工事の設計、監督若しくは建設検査の業務又は用地若しくは管理関係の業務に従事するもの」に、「及び総合制御所の」を「（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する高知県公営企業局発電管理事務所をいう。）又は総合制御所（同条に規定する高知県公営企業局総合制御所をいう。以下同じ。）の」に改め、同表備考1中「発電管理事務所及び総合制御所（以下「事業所」という。）」を「事業所（高知県公営企業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。以下同じ。）」に、「冬作業服及び夏作業服」を「冬作業服上下、夏作業服上下及び防寒着」に改め、同表備考2中「本局の電気工水課」を「電気工水課（高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課をいう。）」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第15号**

**高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「総務課」を「県立病院課」に改め、同条に次の1号を加える。

（7）電気工水課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課をいう。

第3条中「と安全衛生思想」を「及び安全衛生思想」に改める。

第5条第3項及び第7条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第13条第2項中「第3項において」を「以下」に改める。

第14条第1項中「総務課、電気工水課（高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課をいう。以下同じ。）」、高知県公営企業局発電管理事務所及び高知県公営企業局総合制御所」を「電気工水課及び事業所」に改める。

第19条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第21条中「総務課」を「県立病院課」に改める。

第25条中「ついで必要な事項は、」を「関し必要な事項は、公営企業局長が」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第16号**

**高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「総務課長」を「電気工水課長」に、「本局の総務課」を「本局の電気工水課」に改める。

第3条第1項中「管理する者（」を「管理する者（本局にあっては電気工水課長、事業所及び病院にあっては）」に、「をいう」を「とする」に改める。

第6条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第7条第1号中「第1条第3号」を「第1条第1項第3号」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第17号**

**高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改める。

第2条第2項中「総務課長及び総務課課長補佐」を「電気工水課長（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第3条第1項に規定する本局の電気工水課（以下この条において「電気工水課」という。）の長をいう。以下同じ。）及び電気工水課課長補佐（2人以上あるときは、電気工水課長が指定した者とする。）」に改め、同条第3項中「総務課課長補佐」を「電気工水課課長補佐」に、「総務課長」を「電気工水課長」に改め、同条第4項中「チーフ（経理担当）」を「電気工水課チーフ（経理担当）」に改める。

第8条中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第11条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）」を「高知県公営企業局組織規程」に改める。

第20条中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第21条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「納入通知書（第20号様式・第20号様式の2）」を「納入通知書（第20号様式又は第20号様式の2）」に改め、同項ただし書中「納付書（第20号様式・第20号様式の2）」を「納付書（第20号様式又は第20号様式の2）」に改める。

第21条の2、第24条第1項及び第25条中「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

第26条第1項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「支出命令書（第4号様式）、支出負担行為決議書兼支出命令書（第4号様式の2・第4号様式の3）」を「支出命令書（第4号様式）、支出負担行為決議書兼支出命令書（第4号様式の2又は第4号様式の3）」に改め、同項ただし書中「かえること」を「代えること」に改め、同条第2項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条第3項中「規定する文書」を「支出負担行為決議書」に、「会計伝票（振替）（第5号様式）」を「、会計伝票（振替）（第5号様式）」に改め、同条第4項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改める。

第31条の2第3項中「規定する現金預金出納簿」を「掲げる帳簿」に改め、同条第4項中「総務課長」を「電気工水課長」に、「振替伝票」を「会計伝票（振替）（第5号様式）」に改める。

第34条の2中「振替伝票」を「会計伝票（振替）（第5号様式）」に改める。

第4章の章名中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改める。

第37条（見出しを含む。）中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改める。

第38条の見出し中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に改め、同条中「有価証券」を「預かり有価証券」に、「預り証」を「預かり証」に、「記載せしめ」を「記載させて」に改める。

第39条中「預り有価証券」を「預かり有価証券」に、「審査のうえ」を「審査の上」に、「引換に」を「引換えに」に改める。





「国庫委託金」を「他会計補助金」に改め、同表高知県工業用水道事業勘定科目表の収益の表中

「他会計補助金」を「他会計負担金 他会計補助金」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第4号様式の2及び別記第4号様式の3中

|         |   |           |       |
|---------|---|-----------|-------|
| 「総務課長」  | を | 「電気工水課長」  | に改める。 |
| 「企業出納員」 | を | 「(企業)出納員」 | に改める。 |

別記第4号様式の4中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第4号様式の5中

「総務課長」を「電気工水課長」に、

「差引返納額」を「差引き返納額」に改める。

別記第4号様式の6中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

「」を「」に改める。

別記第4号様式の7中

「総務課長」を「電気工水課長」に、

「差引返納額」を「差引き返納額」に改める。

別記第4号様式の8中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第4号様式の9中

「総務課長」を「電気工水課長」に、

「差引返納額」を「差引き返納額」に改める。

別記第5号様式中「第34条」を「第31条の2、第34条、第34条の2」に、

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第9号様式中

|       |       |
|-------|-------|
| 「受 入」 | 「払 出」 |
|-------|-------|

を

|         |         |
|---------|---------|
| 「受 入 れ」 | 「払 出 し」 |
|---------|---------|

に改める。

別記第10号様式中

|        |        |
|--------|--------|
| 「受入数量」 | 「払出数量」 |
|--------|--------|

を

|         |         |
|---------|---------|
| 「受入れ数量」 | 「払出し数量」 |
|---------|---------|

に改める。

別記第15号様式中

「予算差引額」を「予算差引き額」に改める。

別記第17号様式中「竣工年月日」を「竣工年月日」に、「竣工期限」を「竣工期限」に改める。

別記第19号様式中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第20号様式の2中「(第21条関係)」を「(第21条、第22条関係)」に改める。

別記第30号様式中

「総務課長」を「電気工水課長」に改める。

別記第31号様式中

「総務課長」を「電気工水課長」に、

「差引返納額」を「差引き返納額」に改める。

別記第31号様式の2中「(第31条の2関係)」を「(第7条、第31条の2関係)」に、

「総務課長 企業出納員」を「電気工水課長 企業出納員」に改め、同様式注

中「目欄」を「目欄」に、「記載する」を「記入する」に改める。

別記第32号様式中

「課長」を「電気工水課長」に、「通り見積もりします」を「とお見積もりします」に改める。

別記第33号様式中

|              |         |
|--------------|---------|
| 「総務課長 企業出納員」 | 「課長 補佐」 |
|--------------|---------|

を

|                |         |
|----------------|---------|
| 「電気工水課長 企業出納員」 | 「課長 補佐」 |
|----------------|---------|

に、

「」を「」に改める。

「**受入倉庫名**」を「**受入れ倉庫名**」に改

め、同様式注中「本票」を「この伝票」に、「備考欄」を「「備考」欄」に改める。

別記第34号様式中

|      |        |
|------|--------|
| 総務課長 | 電気工水課長 |
|      |        |
| 課長補佐 | 課長補佐   |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |
|      |        |

を

|        |
|--------|
| 電気工水課長 |
|        |
| 課長補佐   |
|        |
|        |
|        |
|        |
|        |

に改める。

別記第35号様式中

「**払出No.**」

を

「**払出しNo.**」

に、

|       |    |
|-------|----|
| 総務課長  | 課長 |
| 企業出納員 | 補佐 |

を

|        |      |
|--------|------|
| 電気工水課長 | 課長補佐 |
| 企業出納員  |      |

に、

「**払出倉庫名**」を「**払出し倉庫名**」に、

「**払出**」を「**払出し**」に改め、同様式備考中「本伝

票」を「この伝票」に改める。

別記第42号様式及び別記第43号様式中

「**総務課長**」を「**電気工水課長**」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

-----  
**公 営 企 業 局 訓 令**  
-----

**高知県公営企業局訓令第2号**

本 局  
各事業所  
各 病 院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令**

高知県公営企業局処務規程（平成8年8月高知県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務課」を「電気工水課」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の県立病院課をいう。

第4条第2項中「本局及び事業所にあつては所属長は、病院にあつては事務部長（以下「所属長等」という）を「所属長等（本局及び事業所にあつては所属長を、病院にあつては事業部長をいう。以下同じ）」に改め、同条第3項中「場合は、」を「場合は、高知県公営企業局長（以下「局長」という。）が」に改める。

第5条第2項中「所属長等は、」を「所属長等は、局長が」に、「総務課」を「電気工水課」に改める。

第6条第3項中「総務課長」を「電気工水課長又は県立病院課長」に改める。

第9条中「又は」を「又は局長が」に、「時間外及び休日勤務命令簿」を「時間外勤務・休日勤務命令簿」に改める。

第13条第1項及び第2項中「又は事業所の職員にあつては総務

課長」を「の職員にあつては所属長に、事業所の職員にあつては電気工水課長」に改める。

第16条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。

第18条中「高知県公営企業局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第22条第1項中「当直勤務命令は、」を「当直勤務命令は、局長が」に改め、同条第2項中「前項の命令」を「当直勤務命令」に改める。

第24条第4号中「掲げる者のほか、」を「掲げる職員のほか、局長が」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                               |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--|
| <p><b>附 則</b><br/>この訓令は、平成22年4月1日から施行する。<br/><b>高知県公営企業局訓令第3号</b></p> <p style="text-align: right;">本 局<br/>各事業所<br/>各 病 院</p> <p>高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。<br/>平成22年4月1日（揭示済）<br/>高知県公営企業局長 長瀬 順一</p> <p><b>高知県公営企業局公文書規程の一部を改正する訓令</b><br/>高知県公営企業局公文書規程（平成16年4月高知県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 県立病院課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の県立病院課をいう。</p> <p>(3) 電気工水課 高知県公営企業局組織規程第3条第1項に規定する本局の電気工水課をいう。</p> <p>第7条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。</p> <p>第9条第1項中「公営企業局長名」を「高知県公営企業局名」に改め、同項ただし書中「、公営企業局名を適当とするものは公営企業局名を」を削り、「主務課長名」を「、主務課長（当該事務を所掌する課（以下「主務課」という。）の長をいう。以下同じ。）名」に改め、同条第4項中「公営企業局長名」を「高知県公営企業局長名」に改める。</p> <p>第10条第1項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。</p> <p>第14条第1項中「総務課」を「県立病院課」に改め、同項第1号中「当該事務を所掌する課（以下「主務課」という。）の公文書主任」を「主務課の公文書主任に」に改め、同項第2号中「次号及び第5号において」を「以下」に、「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同項第5号中「総務課長」を「県立病院課長」に改め、同項第7号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「総務課長」を「県立病院課長」に改める。</p> <p>第19条第1項中「総務課」を「公文書主任」に改める。</p> <p>第21条第4項中「事項は、」を「事項は、局長が」に改める。</p> <p>第23条中「各課」を「課」に改める。</p> <p>第24条第2項中「破棄（文書情報システムに保管された電子公文書を文書情報システムにより廃棄することを含む。）しなければ」を「廃棄（文書情報システムに保管された電子公文書を文書情報システムにより廃棄することを含む。）をしなければ」に改める。</p> <p>別表総括の項及び経理管財の項中「総務課」を「電気工水課」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> | <p>この訓令は、平成22年4月1日から施行する。</p> |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--|